消費者委員会は、これまで以下のような建議などを出し、皆さんの暮らしに役立てています。

身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議 (2017年1月)

一人暮らしの高齢者等に身元保証や日常生活支援、死後事務等のサービスを提供する事業について、指導監督に当たる行政機関が必ずしも明確ではなく、消費者が安心して利用できない現状を踏まえ、消費者庁・厚生労働省に対し、関係行政機関と連携して実態把握を行い必要な措置を講ずること、厚生労働省に対し、高齢者が安心して病院・福祉施設等への入院・入所等ができるよう取組を行うこと、消費者庁・厚生労働省・国土交通省に対し、サービスの選択に当たり有用と思われる情報提供を積極的に行うことを求めました。

健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運営見直しについての建議(2016年4月)

以前より対応を求めている「いわゆる健康 食品」の表示・広告問題は依然解決しておら ず、さらに、特保についても実際の効果に見 合わない宣伝・広告が行われているのではな いかといった疑義が示されています。また、 特保の制度や運用についても問題提起がされ るようになったため、建議を発出し、それら の問題に関する消費者庁としての対応につい て、報告することを求めました。

皆さんの声を聞かせてください

消費者委員会は、消費者のために働く組織です。 消費者委員会では、シンポジウムなども行い、皆さん の声を聞いています。

また、意見書・要望書を随時受け付けています。



消費者委員会の傍聴に来てください

消費者委員会の会議は、公開です。 また、ホームページでは、消費者委員会の活動を紹介 しているほか、会議の様子も動画配信しています。 メールマガジンも配信しています。

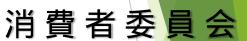


【お問い合わせはコチラ】

内閣府 消費者委員会事務局 〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館

電話:03-3581-9176

ホームページ、メルマガ登録はコチラ http://www.cao.go.jp/consumer/



The Consumer Commission

内閣府

消費者委員会

~ 消費者・生活者が主役になる社会の実現に向けて調査審議します~

消費者委員会とは

消費者委員会は、独立した第三者機関として、主に以下の機能を果たすことを目的として、平成21(2009)年9月1日に内閣府に設置されました。

各種の消費者問題について、自ら調査・審議を行い、 消費者庁を含む関係省庁の消費者行政全般に対して意 見表明(建議等)を行います。

内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に 応じて調査・審議を実施します。

消費者委員会の構成

消費者委員会は、内閣総理大臣が任命した委員(10人以内)で組織されます。

消費者問題に係る広範な専門分野にわたり多数の事項を 審議する必要があることから、消費者委員会本会議のほ か、食品表示部会、新開発食品調査部会、公共料金等専 門調査会などの部会・専門調査会等を設置して調査審議 を行います。

消費者委員会の活動

消費者委員会は公開で開催しています。傍聴の申込みや会議資料、議事録については、当委員会ホームページをご覧ください。



消費者委員会委員(第5次)

(平成29年9月6日現在)

委員長 髙 巖 麗澤大学大学院 経済研究科教授





委員長代理 池本 誠司

受田 浩之 高知大学副学長 地域連携推進センター長



大森 節子 NPO法人C・キッズ・ ネットワーク理事長

蟹瀬 令子 レナ・ジャポン・ インスティチュート㈱ 代表取締役



鹿野 菜穂子 慶應義塾大学大学院 法務研究科教授

長田 三紀 全国地域婦人団体 連絡協議会事務局長



樋口 一清 法政大学大学院 政策創造研究科教授

増田 悦子 (公社)全国消費生活 相談員協会理事長





山本 隆司 東京大学大学院 法学政治学研究科教授



第5次消費者委員会委員名簿

(平成29年9月6日現在)

(委員長代理) 池 本 誠 司 弁護士

大 森 節 字 NPO 法人 C・キッズ・ネットワーク理事長

が 薬 で で シャインスティチュート株式会社 代表取締役

鹿野 菜 穂 子 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

(委員長) 高 巖 麗澤大学大学院経済研究科教授

增 苗 悦 子 公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長

は、また、 りゅう じ 東京大学大学院法学政治学研究科教授

以上10名

(注) 池本誠司委員、髙巖委員、樋口一清委員は、衆・参の附帯決議の趣旨を踏まえ、常勤的に 勤めることが可能になるように人選した委員である。

池本誠司(弁護士)



略 歴

昭和 53 年明治大学法学部卒業。昭和 57 年弁護士登録(埼玉弁護士会所属)。日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長(平成 23、24 年度)。東京都消費生活対策審議会委員、消費者庁参与、産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会委員、消費者委員会専門委員等を歴任。主著に、「特定商取引法ハンドブック」、「消費者法講義」、「割賦販売法」、「条解・消費者三法」(いずれも共著)等。

メッセージ

第4次消費者委員会では、消費者契約法や特定商取引法など重要法案の改正に関する意見取りまとめのほか、消費者基本計画工程表の改訂への意見、特定保健用食品や機能性表示食品の表示問題の検討、消費者庁・国民生活センターの徳島移転問題、改正消費者安全法の施行と地方消費者行政の強化、成年年齢引下げ問題など、様々な分野の重要課題の審議が続きました。これらの幅広い課題に対応するには、個人の知識経験では到底及びませんから、各分野の現場で取り組む方々の意見を聴くことの重要性を痛感しました。

第5次の委員として、「安全安心な市場の実現」こそが、「競争の質を高め、消費者、事業者双方にとって長期的な利益をもたらす唯一の道である」という、消費者庁・消費者委員会創設に向けた基本理念(平成20年月27日閣議決定「消費者行政推進基本計画」)に立ち返って、一層幅広い分野の方々の声を聴きつつ取り組みたいと思います。

受田浩之(高知大学副学長 地域連携推進センター長)



略 歴

昭和59年九州大学大学院農学研究科修士課程修了。昭和61年九州大学 農学部助手。平成3年高知大学農学部助教授、平成16年同教授、平成17 年より地域連携推進本部長及び国際・地域連携推進センター長を兼務、平成18年より同副学長(地域連携担当)を兼務、平成27年より地域協働学 部教授に就任し、地域連携推進センター長(名称変更)を兼務。専門は食品 分析学、食品化学、食品機能学。消費者委員会臨時委員等を歴任。

メッセージ

今回発足した第5次消費者委員会で初めて委員を拝命致しました。30年以上にわたり、食品分析学、食品化学、食品機能学の学術領域で活動してきた研究者の立場から、特に食品関連課題における「消費者の利益の擁護及び増進」に、微力ながら貢献してまいりたいと存じます。

私が食品の機能性に関する研究成果を初めて発表したのは 1991 年です。奇しくも「特定保健用食品(トクホ)」が栄養改善法に規定される形で、誕生した年に当たります。世界に先駆けて立ち上げられたトクホや、その後の機能性表示食品の制度設計を通じて、科学的根拠の重要性が社会に広く認知されつつあります。一方で、依然として消費者に誤認を招く、根拠の脆弱な商品

が市場に存在していることは大変残念なことです。トクホや機能性表示食品を含む保健機能食品制度の崇高な目的に鑑み、本制度の発展と、その成果として、「食生活の改善と国民の健康の維持増進」が活発に図られている将来を目指して、消費者委員会、並びに食品関係の部会において活動してまいります。

大森節子(NPO法人C・キッズ・ネットワーク理事長)



略 歴

昭和 48 年羽衣学園短期大学英文学部卒業。同年丸紅株式会社入社。平成 9 年に、子供のための消費者教育の教材開発等を目的とする団体として C・キッズ・ネットワークを結成。同団体は NPO 法人として認証を受け、平成 21 年より現職。現在、NPO 法人ひょうご消費者ネット理事等を務める。

メッセージ

成年年齢の引下げ、高齢化・国際化社会の進展に対応し、ハンディキャップのある方も参加できるノーマライゼーションの社会の実現には、対象者に合わせた分かりやすい消費者教育は欠かせません。一方、消費者教育は教材作り、担い手の養成、教育の機会の提供など、すぐに成果が現れない難しく手間のかかる課題です。4次の経験を生かし、何とか突破口を見つけたいと5次の2年間、微力ながらも尽力していきたいと考えています。また、一般消費者にも分かりやすい消費者委員会を目指したいと思います。それが消費者教育の推進、消費者市民社会の実現の第一歩になると信じています。

蟹瀬令子(レナ・ジャポン・インスティチュート株式会社 代表取締役)



略歴

昭和 50 年上智大学英文学科卒業。同年株式会社博報堂入社。平成 11 年株式会社イオンフォレスト(ザ・ボディショップジャパン)代表取締役社長に就任。平成 17 年同社特別顧問就任。平成 19 年に、スキンケア化粧品の開発と販売を行う、レナ・ジャポン・インスティチュート株式会社を設立し、代表取締役に就任。日本ヒーブ協議会第 14 期会長、物価安定政策会議委員、消費者委員会専門委員等を歴任。現在、日本ショッピングセンタ

ー協会幹事及び情報委員長、経済同友会会員、東京急行電鉄株式会社の取締役等を務める。

メッセージ

40 年以上のビジネス現場の中で、いつも基本にしているのは「消費者視点」です。消費者が安全で安心した暮らしをするためには、消費者と企業が WIN-WIN の関係を作らなければいけないと考えています。良い暮らしをしたいと望む消費者と良い暮らしを提供しようとする企業。その両者の共通の目標を達成するためには、消費者視点から障害となっている課題を取上げ、できる限リシンプルに、実践しやすい方向で解決方法を迅速に提案する。それがまさにこれからのよき消費者生活につながっていくものと考えています。深化する高齢化、グローバル化、IT 化による影響などを踏まえたうえで、WIN-WIN を目指して活発に発言していきたいと思います。

鹿野菜穂子(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)



略 歴

昭和 58 年九州大学法学部卒業。昭和 63 年同大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学。同年九州大学法学部助手。平成 2 年東京商船大学助教授。平成 4 年神奈川大学法学部助教授。平成 6 年立命館大学法学部助教授。平成 10 年同教授。平成 17 年より現職。専門は民法、消費者法。国民生活審議会臨時委員、法制審議会(民法債権部会)幹事、消費者委員会専門委員、国民生活センター紛争解決委員会委員、第 4 次消費者委員会委員等を歴任。主著

に「消費者法と民法」「消費者法の現代化と集団的権利保護」「基本講義消費者法」「ヨーロッパ 消費者法・広告規制法の動向と日本法」(以上、編著)「はじめての契約法」「レクチャー消費 者法」(共著)等。

メッセージ

第4次に引き続き、第5次消費者委員会の委員を拝命しました。第4次においては、消費者契約法・特定商取引法の改正審議や食品表示制度の検討をはじめ、様々な問題に取り組んでまいりました。一定の成果が得られた問題もありますが、なお検討を要する課題も山積しています。特に高齢社会の進展に伴う消費者問題や、科学技術の発展と経済取引の変化に伴って新たに生起してきた諸問題については、引き続き注視し検討していかなければならないと思っています。

持続可能な消費社会の実現のためには、行政機関、消費者団体、消費者、事業者の協働が必要です。そのため、地方の行政や消費者団体に対するサポートの在り方、消費者に対する消費者教育の充実、事業者による消費者政策の理解と自主的取組の促進の在り方等についても考えてみたいと思っています。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

髙巖(麗澤大学大学院経済研究科教授)



略歴

昭和54年麗澤大学外国語学部卒業。昭和60年早稲田大学大学院商学研究科博士課程修了。平成6年麗澤大学国際経済学部(現経済学部)専任講師、平成8年同助教授等を経て平成13年より現職。専門は企業倫理、コンプライアンス、企業の社会的責任(CSR)。主著に「「誠実さ」を貫く経営」、「ビジネス・エシックス 企業の社会的責任と倫理法令遵守マネジメント・システム」(共著)「よくわかるコンプライアンス経営」(共著)「コンプ

ライアンスの知識」、「CSR 企業価値をどう高めるか」(共著)等。

メッセージ

消費者基本法には、消費者の権利、事業者の責務、行政機関の責務が明記されていますが、それらは、持続可能な消費者市民社会を実現する上で、各自が担うべき「役割・義務」を記したものと捉えております。

この理解に立って、私もこれまで、ある時は消費者の立場として、またある時は事業者の立場として様々な活動に関わり、消費者団体の真剣な取組も、事業者の真摯な取組も見てまいりました。

ただそれと同時に、限界を痛感することも多々ありました。やはり、消費者、事業者、行政の 三者がともに相手の立場を考え、協力し合わなければ、持続可能な消費者市民社会の構築は極め て難しいと感じてきました。

今回、消費者委員会委員を拝命したことは、その限界のすべてとは言いませんが、「いくつか」を打破する機会を頂いたものと受け止めております。どこまでの仕事ができるか、今の段階では明言できませんが、壁にぶつかった時には、常に「持続可能な消費者市民社会の実現」という本来の目的に戻り、そこから物事を判断していきたく思います。

長田三紀(全国地域婦人団体連絡協議会事務局長)



略歴

昭和 53 年日本社会事業大学社会福祉学部卒業。同年より東京都地域婦人団体連盟事務局で勤務。平成 24 年より全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長、平成 27 年 9 月より現職。情報通信行政・郵政行政審議会委員、消費者委員会専門委員等を歴任。現在、情報通信審議会臨時委員、消費経済審議会臨時委員、産業構造審議会臨時委員等を務める。

メッセージ

消費者委員再任にあたって、これまでの2年間の経験を活かすためにどうすればよいのか考えました。他分野にわたる課題に取り組むことに精いっぱいで、消費者委員会という組織の役割について、確認する間もなかったというのが正直なところです。委員が7人再任ということもありますので、これまで築いた関係をもとに、より、積極的に消費者委員としての役割を果たしていきたいと思います。

消費者委員会も5期目を迎えました。委員会としても一つの節目になると思います。毎週のように開かれる本会議及び委員間打ち合わせにおいて、委員10名の議論をより深め、消費者委員会の消費者行政の監視の役割で力をより発揮するために何ができるか、何をすべきかについて考えていきたいと思います。

そのためには関係する多くの方々と情報を共有し、様々な意見を頂くことが大切です。今後と も、御協力をお願いいたします。

樋口一清(法政大学大学院政策創造研究科教授)



略歴

昭和 49 年東京大学経済学部経済学科、昭和 50 年同経営学科卒業。同年通商産業省(経済産業省)入省。同省九州経済産業局長等を歴任した後、退官。平成 13 年信州大学経済学部教授。平成 15 年同大学大学院経済・社会政策科学研究科教授。平成 25 年信州大学名誉教授、法政大学大学院政策創造研究科教授。消費経済審議会臨時委員、産業構造審議会臨時委員、長野県消費生活審議会会長等を歴任。主著に、「サステイナブル地域論」、「日

本の消費者問題」(いずれも共著)等。

メッセージ

消費者を巡る諸問題について、主に消費経済学の視点から考え、取り組んでいきたい。

今日、超高齢社会の到来、情報化、グローバル化の進展などにより、従来の市場経済システム や消費者政策の枠組みでは対処し切れない深刻な問題が発生している。他方、企業不祥事は続発 しており、悪徳商法による被害は後を絶たない。さらに、持続可能な消費者市民社会に向けて、 消費者、企業の積極的な役割が求められている。

こうした状況に対処するためには、市場の質を高め、消費者が適切な選択を行うことができる市場環境を整備しなければならない。その際、市場の競争から排除され不利益を被る可能性の高い、高齢者、障害者、若年成人など、いわゆる脆弱な消費者のための新たな市場ルールを確立することも急務である。

また、市場環境の整備という観点からは、法制度の見直しと並んで、企業の自主的取組の促進、 消費者への社会的な情報提供機能の強化なども不可欠である。本委員会での活動を通じて、市場 経済システムの課題を明らかにし、その機能強化を目指すことが出来ればと願っている。

增田悦子(公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長)



略歴

昭和 53 年中央大学法学部卒業。同年株式会社リコー入社。平成5年から平成25 年まで、かながわ中央消費生活センター、目黒区消費生活センター、東京都消費生活総合センターにおいて消費生活相談員として勤務。 平成29 年6月より現職。消費者委員会専門委員等を歴任。現在、日本司法支援センター評価委員会委員、総務省情報通信審議会専門委員等を務める。

メッセージ

長年消費生活相談員として、被害回復に尽力してきました。現在は消費生活相談員の団体である全国消費生活相談員協会で、消費者教育、週末電話相談室、団体訴訟室を3本柱に、全国の会員とともに活動しています。このたび、消費者委員会委員を継続させていただくことになりました。この2年間は、特定商取引法改正、消費者契約法改正、地方消費者行政についての調査、身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題、成年年齢引下げ対応などの審議に参加してきました。これらはまだ、改正すべき論点の提示、問題提起などであり、それらの制度整備、効果的な運用はこれからです。継続させていただいた以上は、実質的に機能するまでしっかり確認し意見を伝えたいと思います。また、私が携わった課題は様々な消費者問題の中の一部です。消費生活相談員としての視点により、消費者の権利の確立のため、今後は更に多くの課題に取り組んでいきたいと思います。

山本隆司(東京大学大学院法学政治学研究科教授)



略を歴

昭和 63 年東京大学法学部卒業。同年東京大学法学部助手、平成 3 年同大学大学院法学政治学研究科助教授を経て、平成 16 年より現職。専門は行政法。消費者委員会委員・専門委員、国民生活審議会特別委員・臨時委員等を歴任。現在、情報公開・個人情報保護審査会委員、関税等不服審査会委員等を務める。主著に「判例から探究する行政法」、「行政上の主観法と法関係」等。

メッセージ

消費者委員会の委員を第3次に務めさせていただき、2年ぶりに戻って参りました、山本と申します。東京大学で行政法を専門にしています。現在、行政のあらゆる分野で、少子高齢化・人口減少社会、情報化、そして国際化への対応が重要な課題になっています。消費者行政の分野でも、一方で、こうした現象に伴って消費者の被害またはリスクが多様化し、拡大しています。他方で、こうした現象に対応できるように、国および地方自治体の消費者行政の体制の強化、行政の他制度・他部局との連携、そして消費者および民間の諸アクターの能力の増進と活用を、一層推進することが求められています。消費者委員会は、その時々の消費者問題を発見し、解決するだけで精一杯というところがありますが、このような広い視野から、消費者行政の在り方を考えていければと思います。2年間、よろしくお願いいたします。

(五十音順·敬称略)

池本誠司(弁護士)

弁護士の立場から、長年にわたり消費者取引被害の救済に取り組むとともに、「特定商取引法 ハンドブック」(共著、日本評論社)等、消費者取引に係る法令の解説書を多数執筆するなど、 実務と理論の両面に通じている。産業構造審議会割賦販売小委員会委員や消費者委員会専門委 員、消費者庁参与を務めるなど、消費者政策の企画・立案に積極的に参画するとともに、行政機 関の運営に関する助言等も行ってきた。第4次消費者委員会では委員長代理を務め、委員長を補 佐するとともに、地方消費者行政等幅広い観点から発言し、調査審議や建議等の取りまとめに貢献した。

受田浩之(高知大学副学長 地域連携推進センター長)

食品科学等の専門家として、食品成分の分析技術の開発や、健康の維持・増進に役立つ食品成分の検索とその利用に長年取り組んできた。その豊富な知見を活かして、第4次消費者委員会では臨時委員として食品表示部会に参画し、調査審議の充実に貢献した。

大森節子(NPO法人C・キッズ・ネットワーク理事長)

子供のための消費者教育の教材開発等を目的とする団体として C・キッズ・ネットワークを結成し、消費者教育の教材や参加型教育プログラムの開発や、学校や地域への出前講座の企画等により、消費者団体を運営する立場から、消費者教育の推進等に尽力している。第4次消費者委員会においては、主として消費者教育の充実の観点から積極的に発言し、若年層に向けた消費者教育に関する提言の取りまとめを担当するとともに、成年年齢引下げワーキング・グループをはじめとする調査審議に貢献した。

蟹瀬令子(レナ・ジャポン・インスティチュート株式会社 代表取締役)

株式会社博報堂での勤務等を経て、ザ・ボディショップの代表取締役社長に就任し、経営立て直しに尽力。同社を退社した後、レナ・ジャポン・インスティチュート株式会社を設立する等、様々な立場から企業経営に携わってきた。企業の消費者関連部門などで働く女性で構成される「日本ヒープ協議会」の第14期会長等を務め、生活者視点を重視した経営を提唱している。第2次及び第3次消費者委員会の専門委員を務め、第4次消費者委員会においては、公共料金等専門調査会の担当委員として、積極的に参画するとともに、企業経営や生活者の観点から幅広く発言され調査審議に貢献した。

鹿野菜穂子(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)

民法、消費者契約法の専門家として、内閣府や法務省の研究会及び審議会委員を務めてきた。 第3次消費者委員会では専門委員として、景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等の 導入について調査審議に参画し、答申の取りまとめに貢献した。第4次消費者委員会においては、 消費者契約法専門調査会に担当委員として参画するとともに、専門の消費者契約法について積 極的に発言し、それ以外の部分についても幅広く発言するなど調査審議に貢献した。また、子ど も広告の在り方に関するシンポジウムにおいて、コーディネーターを務め、報告書の取りまとめ に尽力した。

髙巖(麗澤大学大学院経済研究科教授)

我が国における企業倫理の確立に関する第一人者として、コンプライアンス、事業者の社会的 責任に関し多数の企業に影響を与えるとともに、内閣府国民生活審議会や経済産業省等の消費 者関連の審議会委員を歴任し、消費者政策の推進に高く貢献してきた。消費者庁の「消費者志向 経営の取組促進に関する検討会」におけるワーキング・グループでは座長を務めた。平成 29 年 度消費者支援功労者表彰(内閣総理大臣表彰)を受賞。

長田三紀(全国地域婦人団体連絡協議会事務局長)

東京都地域婦人団体連盟事務局及び全国地域婦人団体連絡協議会における活動を通じて、各地の地域婦人会・女性会とともに消費者教育・啓発等に尽力してきた。長年の消費者問題の現場で培った経験を活かしつつ、消費経済審議会や産業構造審議会等で活躍している。第3次消費者委員会では専門委員として、景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等の導入について調査審議に参画し、答申の取りまとめに貢献した。第4次消費者委員会においては、新開発食品調査部会について部会長代理を務めるとともに、消費者団体の立場から携帯サービスをはじめとする電気通信、スマホゲームといったインターネットサービスなど幅広い分野について積極的に発言し、調査審議に貢献した。

樋口一清(法政大学大学院政策創造研究科教授)

日本の消費者政策やミクロ経済学の実証分析をテーマとした研究を行うなど、理論と実務において豊富な知見を有している。地方の消費者問題にも明るく、「長野県消費生活条例」の制定の際には検討会の座長として参画し、初代の長野県消費生活審議会の会長を務めた。また、産業構造審議会製品安全小委員会及び消費経済審議会製品事故判定第三者委員会の調査審議に参画するなど、消費者安全の推進に尽力した。第4次消費者委員会においては、成年年齢引下げワーキング・グループの座長として報告書の取りまとめに尽力したほか、特商法などの執行力の充実に関する提言の取りまとめについて積極的に貢献した。

增田悦子(公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長)

長年にわたる消費生活相談員としての経験を通じて、消費者被害の実態や救済等に豊富な知見を有している。現在は、全国の自治体の消費生活センター等で活躍している消費生活相談員を主な構成員とする全国消費生活相談員協会の理事長を務め、消費者問題の解決や消費者啓発、消費生活相談員の育成等に尽力している。第4次消費者委員会の委員として、消費者相談の現状も踏まえた上で消費者契約法専門調査会や成年年齢引下げワーキング・グループの議論に参画し積極的に発言するとともに、また消費生活相談窓口の充実に向けた報告書の取りまとめを担当するなど調査審議に貢献した。

山本隆司(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

行政法の専門家として、各種の審議会等の調査審議に参画し、理論と現実の行政運営の橋渡し

に尽力してきたほか、その豊富な知見を活かし、消費者行政の体制整備の在り方について積極的 に発言している。第3次消費者委員会の委員として、官民連携ワーキング・グループの報告を座 長として取りまとめる等多くの調査審議に貢献した。第4次消費者委員会消費者安全専門調査 会の座長として事故情報の活用等の在り方に関する報告書の取りまとめに尽力した。

建議 20件

- 「自動車リコール制度に関する建議」(平成22年8月27日)
- 「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」(平成22年12月17日)
- 「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」(平成23年4月15日)
- 「マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議」(平成23年5月13日)
- 「消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議」(平成23年7月22日)
- 「住宅リフォームに関する消費者問題への取組についての建議」(平成23年8月26日)
- 「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」(平成 23 年 12 月 21 日)
- 「公共料金問題についての建議」(平成24年2月28日)
- 「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議」
- (平成24年7月24日)
- 「「健康食品」の表示等の在り方に関する建議」(平成25年1月29日)
- 「消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議」
- (平成25年2月12日)
- 「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」(平成25年8月6日)
- 「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」(平成25年8月6日)
- 「クレジットカード取引に関する消費者問題についての建議」(平成26年8月26日)
- 「教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用に関する建議」(平成 26 年 11 月 4 日)
- 「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」(平成27年7月7日)
- 「電子マネーに関する消費者問題についての建議」(平成27年8月18日)
- 「商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議」(平成 27 年 8 月 28 日)
- 「健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての 建議」(平成 28 年 4 月 12 日)
- 「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」(平成29年1月31日)

建議以外の意見表明(提言、意見等)80件

- (1) 「地方消費者行政の充実強化に向けて」(平成21年12月14日)
- (2) 「消費者基本計画策定に向けての意見」(平成22年3月3日)
- (3) 「消費者基本計画の検証・評価・監視についての視点」(平成22年3月25日)
- (4) 「未公開株等投資詐欺被害対策について(提言)」(平成22年4月9日)
- (5) 「消費者安全法に基づく国会報告について今後重視されるべき基本的視点」(平成22年6月25日)
- (6) 「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故への対応及び食品の形状・物性面での安全性についての法整備に関する提言」(平成22年7月23日)
- (7) 「決済代行業者を経由したクレジットカード決済によるインターネット取引の被害対策に関する提言」(平成 22 年 10 月 22 日)
- (8) 「「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見」 (平成23年3月4日)
- (9) 「公益通報者保護制度の見直しについての意見」(平成23年3月11日)
- (10)「消費者基本計画の平成 22 年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しについての意見」 (平成 23 年 6 月 10 日)
- (11) 「消費者行政体制の一層の強化について 「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」中間整理についての意見 」(平成23年6月10日)
- (12)「「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見」 (平成 23 年 6 月 24 日)
- (13)「「国民生活センターの在り方の見直し」に関する検討についての意見」(平成23年7月15日)
- (14)「原料原産地表示拡大の進め方についての意見」(平成23年8月12日)
- (15)「特定保健用食品の表示許可制度についての提言」(平成23年8月12日)
- (16)「「健康食品の表示の在り方」に関する中間整理」(平成23年8月23日)
- (17)「集団的消費者被害救済制度の今後の検討に向けての意見」(平成23年8月26日)
- (18) 「個人情報保護制度について」(平成23年8月26日)
- (19) 「消費者契約法の改正に向けた検討についての提言」(平成23年8月26日)
- (20)「貴金属等の訪問買取り被害抑止と特定商取引法改正についての提言」(平成23年11月11日)
- (21)「「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」中間取りまとめ(座長試案)についての 意見」(平成23年12月2日)
- (22)「「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見」 (平成 24 年 2 月 14 日)
- (23)「消費者基本計画の平成 23 年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見」 (平成 24 年 3 月 27 日)
- (24)「住宅用太陽光発電システムの販売等に係る消費者問題についての提言」 (平成24年3月27日)
- (25) 「違法ドラッグ対策に関する提言」(平成 24 年 4 月 24 日)

- (26)「委員長声明 家庭用電気料金値上げに係る認可申請についてー」(平成24年5月10日)
- (27) 「消費者基本計画の改定素案(平成24年4月)等に対する意見」(平成24年5月29日)
- (28)「「健康食品の表示等の在り方」に関する考え方~健康食品の利用者アンケートの分析結果を踏まえて~」(平成24年6月5日)
- (29)「「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見」 (平成 24 年 6 月 12 日)
- (30)「東京電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する消費者委員会としての現時点の考え方」 (平成24年6月19日)
- (31)「東京電力の家庭用電気料金の値上げ認可申請に対する意見」(平成24年7月13日)
- (32)「医療機関債に関する消費者問題についての提言」(平成24年9月4日)
- (33)「電気通信事業者の販売勧誘方法の改善に関する提言」(平成24年12月11日)
- (34)「消費者教育の推進に関する基本方針の策定に向けた意見」(平成24年12月25日)
- (35)「消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見」(平成 25 年 2 月 26 日)
- (36) 「関西電力及び九州電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について」(平成25年3月19日)
- (37) 「消費者基本計画の改定素案(平成25年4月)等に対する意見」(平成25年5月28日)
- (38) 「消費者白書」及び「消費者安全法に基づく国会報告」への意見(平成25年6月25日)
- (39)「公益通報者保護制度に関する意見~消費者庁の実態調査を踏まえた今後の取組について~」 (平成 25 年 7 月 23 日)
- (40)「東北電力及び四国電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について」(平成25年7月30日)
- (41)「公共料金問題に関する提言~公共料金等専門調査会報告を受けて~」(平成25年7月30日)
- (42)「北海道電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について」 (平成25年7月31日)
- (43)「インターネットを通じた消費者の財産被害問題に関する消費者委員会としての現時点の考え方」 (平成 25 年 8 月 27 日)
- (44)「商品先物取引における不招請勧誘禁止規制に関する意見」(平成25年11月12日)
- (45)「消費税率の引上げに伴う定形郵便物等の上限料金の改定案に関する消費者委員会の意見について」 (平成 25 年 11 月 19 日)
- (46)「「食品表示等適正化対策」に対する意見」(平成25年12月17日)
- (47)「消費税率の引上げに伴う」Tのたばこ小売価格の改定案に関する消費者委員会の意見について」 (平成26年2月18日)
- (48) 「消費税率の引上げに伴う鉄道運賃の改定案に関する消費者委員会の意見について」 (平成26年2月18日)
- (49) 「消費税率の引上げに伴うバス運賃の改定案に関する消費者委員会の意見について」 (平成26年2月18日)

- (50) 「消費税率の引上げに伴う東京都特別区に係るタクシー運賃の改定案に関する消費者委員会の意見 について」(平成26年2月18日)
- (51)「クラウドファンディングに係る制度整備に関する意見」(平成 26 年 2 月 25 日)
- (52)「消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見」(平成 26 年 2 月 25 日)
- (53)「中部電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について」 (平成 26 年 4 月 8 日)
- (54)「商品先物取引法における不招請勧誘禁止規制の緩和策に対する意見」(平成 26 年 4 月 8 日)
- (55) 「適格機関投資家等特例業務についての提言」(平成 26 年 4 月 22 日)
- (56) 「消費者基本計画の改定素案(平成26年5月)等に対する意見」(平成26年5月27日)
- (57) 「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に関する意見」(平成 26 年 7 月 15 日)
- (58)「いわゆる名簿屋等に関する今後検討すべき課題についての意見」(平成26年9月9日)
- (59)「北海道電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について」 (平成26年10月7日)
- (60) 「次期消費者基本計画の素案(平成27年2月)等に対する意見」(平成27年2月17日)
- (61) 「関西電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について」 (平成27年5月8日)
- (62) 「「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金 指数の設定」等に関する消費者委員会の意見」(平成27年6月16日)
- (63)「消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画行程表の改定に向けての意見」(平成28年2月24日)
- (64)「東京電力による電気料金値上げ後のフォローアップに関する消費者委員会意見について」 (平成28年4月26日)
- (65)「「電力小売自由化について注視すべき論点」に関する消費者委員会意見」(平成28年5月17日)
- (66)「消費者基本計画行程表の改定素案(平成 28 年 4 月)に対する意見」(平成 28 年 5 月 24 日)
- (67) 「若年層を中心とした消費者教育の効果的な推進に関する提言」(平成28年6月28日)
- (68) 「消費者庁等における各種試行を踏まえた今後の取組に関する意見」(平成 28 年 8 月 23 日)
- (69) 「スマホゲームに関する消費者問題についての意見~注視すべき観点~」(平成28年9月20日)
- (70) 「一般乗用旅客自動車運送事業(東京都特別区・武三地区)の運賃組替え案に関する消費者委員会意見」 (平成 28 年 12 月 6 日)
- (71)「「健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」の実施報告に対する意見」(平成29年1月17日)
- (72)「消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画工程表の改定に向けての意見」(平成 29 年 1 月 31 日)
- (73)「北海道電力、東北電力、関西電力、四国電力及び九州電力による電気料金値上げ後のフォローアップに関する消費者委員会意見について」(平成29年4月18日)
- (74)「消費者基本計画工程表の改定素案(平成29年4月)に対する意見」(平成29年5月23日)
- (75)「電力・ガス小売自由化に関する課題についての消費者委員会意見」(平成29年5月23日)

- (76) 「不動産特定共同事業法に基づく小規模不動産特定共同事業に対する意見」 (平成 29 年 8 月 3 日)
- (77) 「事故情報の更なる活用に向けた提言」(平成29年8月8日)
- (78) 「関西電力による高浜原子力発電所3・4号機の再稼働に伴う電気料金値下げ後のフォローアップ に関する消費者委員会意見」(平成29年8月22日)
- (79)「消費者行政における執行力の充実に関する提言~地方における特商法の執行力の充実に向けて~」 (平成 29 年 8 月 29 日)
- (80)「消費者教育の推進に関する基本的な方針の改定に向けての意見」(平成29年11月8日)

答申(設置法第6条第2項第2号の規定に基づくもの)5件

- (1)「不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について(答申)」(平成26年6月10日)
- (2) 「消費者契約法の規律の在り方について(一次答申)」(平成28年1月7日)
- (3) 「特定商取引法の規律の在り方について(答申)」(平成28年1月7日)
- (4) 「電力託送料金の査定方法等に関する答申」(平成28年7月26日)
- (5) 「消費者契約法の規律の在り方について(二次答申)」(平成29年8月8日)